平成２５年（フ）第５１１号
静岡県牧之原市波津271番地
破産者　榛地　俊文
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４２号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字茶屋80番地
破産者　本多　伸穂
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７０６号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地　大森西住宅３棟303号
破産者　松永アケノ
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目５番15―505号
破産者　東郷　　愛
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７２号
秋田市広面字川崎９番地８
破産者　中田砂和子
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３９号
福岡県田川郡川崎町大字田原738番地
破産者　竹下　丈夫
1　破産債権の届出期間　平成26年12月４日まで
2　一般調査期日　平成27年１月26日午前10時
平成26年11月７日　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３３８５号
大阪市西成区岸里東１丁目６番11―504号、前住所兵庫県西宮市上大市５丁目22番４―207号
破産者　和田　　悟
1　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午後３時30分
平成26年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７号
兵庫県川西市一庫３丁目10番３号
破産者　水本石油株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午前10時40分
平成26年11月６日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目32番４―402号
破産者　本村　和也
1　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
2　一般調査期日　平成27年２月６日午前10時
平成26年11月６日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４０４号
大阪市福島区福島６丁目８番１号
破産者　日繊物産株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年12月９日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午後３時
平成26年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３号
福岡県久留米市長門石４丁目９番16号　レオパレス長門石201号、住民票上の住所佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1283番地36
破産者　高妻　弥央
1　破産債権の届出期間　平成26年12月９日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午前10時30分
平成26年11月６日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１０４号
兵庫県尼崎市神崎町45番23号
破産者　株式会社三高製作所
1　破産債権の届出期間　平成26年12月10日まで
2　一般調査期日　平成27年２月13日午前10時
平成26年11月５日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８８号
堺市西区上601番地２
破産者　鳳友コーポレーション株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年１月10日まで
2　一般調査期日　平成27年３月16日午前10時30分
平成26年11月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９０号
堺市西区上601番地２
破産者　鳳友建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年１月10日まで
2　一般調査期日　平成27年３月16日午前10時30分
平成26年11月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４７７号
神奈川県藤沢市朝日町19番地の１　シティコート藤沢303号
破産者　中尾星一こと　趙　　星一
免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
平成26年11月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３２０号
東京都渋谷区大山町45―21―202
破産者　小林美佐子
免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
平成26年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０号
滋賀県守山市荒見町163番地
清算株式会社　株式会社ブルーメン
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第３００８号
大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階、開始決定時の本店所在地大阪市生野区巽北１丁目10番５号
清算株式会社　株式会社サニーコーポレーション
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０６７号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ワイケー商事
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、その残余の免除を受ける。
⑴　協定債権の弁済
清算株式会社は、若林愛子氏（以下「愛子氏」という）及び若林敏昭氏（以下「敏昭氏」という）を除く別紙１記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から１ヶ月以内に協定債権額の４％の金員を弁済する。
⑵　係争協定債権者
第１項⑴の規定にかかわらず、協定債権者のうち別紙２記載の係争債権に係る債権者（以下「係争債権者」という）に対する弁済は、当該係争債権の存在が確定した範囲で第１項⑴の例によって行う。ただし、当該弁済は当該係争債権の存在が確定した日から１カ月以内に行う。